

サザンクリーンセンター推進協議会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 一般廃棄物の適正処理を行い、循環型社会構築への処理施設等の整備を推進するため、サザンクリーンセンター推進協議会（以下「サザン協」という。）を設置する。

(趣旨)

第2条 この会則は、サザン協の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第3条 サザン協は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設及び建設候補地の選定に関すること。
- (2) 処理施設建設に係る総合的地域振興策に関すること。
- (3) ごみ問題に係る調査研究に関すること。
- (4) 広域的な施設整備に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(サザン協を組織する市町及び一部事務組合)

第4条 サザン協は、次表に掲げる市町（以下「構成市町」という。）及び一部事務組合（以下「清掃組合」という。）をもって組織する。

糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町、糸満市・ 豊見城市清掃施設組合、島尻消防清掃組合、東部清掃施設組合

第2章 組織

(理事会)

第5条 サザン協に理事会を置く。理事会は、サザン協における最高意志決定機関とする。

2 理事は、構成市町の長及び議会議長並びに清掃組合の議会議長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第6条 理事会に理事の互選により市町長の中から、会長1人、副会長5人を置く。

2 会長は、サザン協を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め会長が指名した副会長がその職務を代行する。

- 4 会長及び副会長の任期は、2会計年度とする。
- 5 会長及び副会長は、構成市町の長の職を失ったときは、その職を失う。
- 6 会長又は副会長が任期の途中で失職したときは、新たに選任された会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 会長及び副会長は、任期満了後であっても後任の会長及び副会長が選任されるまでは第4項の規定にかかわらずその役職を務めるものとする。この場合の任期の扱いについては、前項の規定を準用する。

第7条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 幹事会の審議に基づき提案された事項に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他サザン協に関する重要な事項に関すること。

(会議)

第8条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 理事会の議事は、理事の全会一致により決するものとする。

(会長及び副会長の会議)

第9条 会長及び副会長の会議（以下「正副会長会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 正副会長会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 正副会長会議は、正副会長の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 正副会長会議の議事は、正副会長の全会一致により決するものとする。

(幹事会)

第10条 サザン協に幹事会を置く。

- 2 幹事は、関係市町の副市町長をもって充てる。
- 3 幹事の任期は、関係市町の副市町長の任期によるものとする。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(監事)

第11条 サザン協に監事2人を置く。

- 2 監事は、構成市町の会計管理者の中から会長が選任する。
- 3 監事は、サザン協の出納を毎会計年度1回以上監査しなければならない。
- 4 監事の任期は、2会計年度とする。

5 監事が任期の途中で失職したときは、新たに選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の設置)

第12条 第3条に規定する所掌事項を調査研究するため、各号に掲げる部会を置く。

- (1) 施設建設部会
- (2) 地域振興財政部会
- (3) ごみ処理研究部会
- (4) 広域化研究部会

2 前項各号に掲げる部会の構成員及び所掌事項並びに運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 事務局

(事務局及び事務局連絡会)

第13条 サザン協の事務局は、南部広域行政組合内に置く。

2 事務局体制を強化し、サザン協の円滑な運営を図ることを目的とし、事務局連絡会を設置する。

3 前項に定める事務局連絡会の構成員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 財務

(経費の支弁の方法)

第14条 サザン協の経費は、委託料その他の収入をもって充てる。

(歳入歳出予算及び会計年度)

第15条 歳入歳出予算は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

2 サザン協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほかサザン協の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この会則は、公布の日から施行する。

附 則

この会則は、公布の日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年1月22日から施行する。